

お客様各位

平成28年9月1日

ようやくしのぎやすい季節となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成28年度税制改正について
3. コラム～「ローカルベンチマーク」について

## 1. 今月の事務

9月は厚生年金保険料率の改定があります。

厚生年金保険の保険料率は毎年0.354%（坑内員・船員は0.248%）ずつ引き上げられており、平成29年9月（10月末納付期限分）以降は18.3%で固定される予定です。平成28年9月（10月末納付期限分）からの一般被保険者の保険料率は18.182%（改定前は17.828%）です。なお、個人負担分は月遅れで処理する事業所が大半ですので、その場合に給料計算に反映するのは10月分からとなることに留意して下さい。

そして、9月からは税務署の新事務年度の方針に基づいて、税務調査が本格化する時期です。常日頃から正しい処理をしていれば、過度に恐れることはありません。税務調査の打診があったときは、きちんと説明できるよう準備しましょう。

## 2. 平成28年度税制改正について

平成28年度の税制改正に向けた各省庁からの要望が出てきました。今回の改正案の特徴として、前月号でもお伝えしました「働き方改革」を実現するよう企業及び労働者に対して税制面で後押しすることが挙げられます。

将来の労働力不足に対処するためには、女性や高齢者が仕事に就きやすくする必要があります。

とりわけ育児と仕事を両立できる社会を目指して、子育て世帯がベビーシッター利用代金や、認可外保育所に子供を預け入れる費用を税金から差し引けるようにする案が出ています。認可外保育所の費用を税金から差し引くということは待機児童の解消を諦めたのでしょうか。

更に、同一労働同一賃金の実現のために、10月からの最低賃金が過去最大の25円の引上げが示されており、賃金引き上げに伴う企業の負担を補助するための減税措置として、増加給料に対する税額控除幅が現行の10%から中小企業に限って20%に引き上げられる案があります。

そして、自民党から出された配偶者控除の見直し案も重要です。現行の配偶者控除は103万円の壁となっていて、とりわけパート主婦の勤労意欲を削いでいるとの長年の批判に応えたもので、夫婦控除として主婦の勤労の有無に係らず夫婦合算で控除するものを検討しています。

以前にもお伝えしましたが、平成9年から共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その差は拡大する一方で、更に10月から施行される社会保険の適用拡大という流れからして、現実的な控除と考えられます。

あくまでこれらは関係各省庁などからの要望であり、これから財務省と折衝が行われますので、そのまま成立するとは限りませんが、今後の動きは随時お知らせしていきます。

## 3. コラム～「ローカルベンチマーク」について

最近、「ローカルベンチマーク」という言葉を聞かれたことはないでしょうか。

これは、今年の3月に経済産業省が公表したもので、企業の経営状態の把握、いわゆる「会社の健康診断」を行うツールで、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものです。

具体的には、経済産業省のHPにある「ローカルベンチマークツール」に自社「財務情報」と「非財務情報」データを入力していきます。

「財務情報」としての6つの指標とは、①売上高増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、④EBITDA 有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）で、「非財務情報」としての4つの視点とは、①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目です。

ローカルベンチマークの利用は「第一段階」において地域の経済・産業の現状と見通しの把握、分析を行い、金融機関や支援機関が重要と考える産業や企業群、たとえば、地域の中核的な企業等の地域経済における位置づけや影響の度合い等を把握することにあります。これにより、重点的に取り組むべき企業を特定するとともに、各企業への対応方針等を検討します。

その上で、「第二段階」として金融機関や支援機関が対象とする個別企業について、財務情報や非財務情報等を元に、対話を通じて企業の成長余力や持続性、生産性等の評価を行う中で、過去の破たん、再生事例等も踏まえつつ、企業のライフステージのうち、改善支援がより有効である中長期的な衰退が見える段階（黒字ながら先細りが見える、潜在的成長力がありながら苦戦しているなど）にある企業を早めに把握します。

いわば、地方創生を担う地域企業を選別していくプロセスと考えられ、恒久措置となった認定支援機関による再生計画支援にも大いに利用できそうです。

なお、ローカルベンチマークに使用される11業種・72,575社は過去の経済センサス調査から抽出されたものなのではないでしょうか。大手会計ソフトベンダーのT社が公表するデータと比べてかなり大きな分類になりますが、金融機関との目線を合わせることを考えれば、有用なツールには違いありません。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>